

戦没者の
ご遺族の皆さまへ

戦没者遺骨を ご遺族のもとへ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定して
ご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の
戦没者のご遺族からDNA鑑定の
申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行って
ご遺骨の検体（DNA鑑定に使用する部位）を
保管している地域

（50音順）

※令和7年3月末時点の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

- 硫黄島
- インド
- インドネシア
（西部ニューギニア含む）
- 沖縄
- 樺太
- 旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
- タイ
- 中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、
トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、
マリアナ諸島、メレヨン島
- 東部ニューギニア
- ノモンハン
- ビスマーク・ソロモン諸島
- フィリピン
- ミャンマー（ビルマ）

DNA 鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先

03-3595-2219

受付時間（平日のみ）
9:30～18:00

詳細はホームページを
ご確認ください



……………申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。……………

戦没者遺骨DNA鑑定

検索